

令和8年度 大田区

小規模・事業所内保育所の指導検査の概要

大田区 福祉部 福祉管理課 法人指導担当

指導検査 概要編

- 1 指導検査の目的と法的根拠
- 2 大田区における運営基準と検査の範囲
(参考) 監査業務の標準化について
- 3 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制
- 4 SDXの共同利用について
- 5 区の一般的な指導検査の流れ
- 6 令和7年度 主な文書指摘 (認可・小規模等)
- 7 大田区指導検査結果の公表
- 8 指導検査の意義

1 指導検査の目的と法的根拠

- 保育所等におけるこどもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。
(指導検査実施方針 抜粋)

■ 指導検査の目的

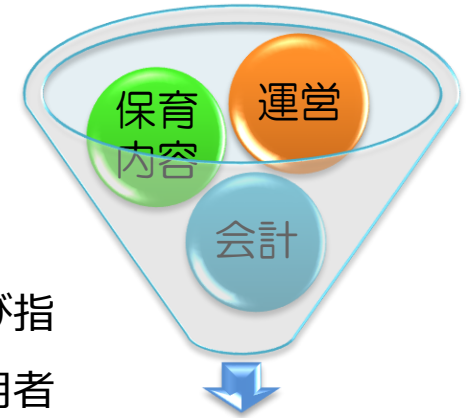
◆ 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱（第2条）

指導検査は、児童福祉法、子ども・子育て支援法などの関係法令に照らし実施し、必要な助言及び指導並びに是正等の措置を講ずることにより、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的とする。

■ 指導検査の法的根拠

◆ 児童福祉法第34の17 及び 子ども・子育て支援法第14条、第50条に基づく指導検査

児童福祉法に基づき家庭的保育事業等が認可基準に達しているかについて指導検査を実施すると共に、子ども・子育て支援法に基づく地域型保育給付を対象とするための確認と、確認した特定教育・保育施設等の適正な運営を維持するための指導検査を区市町村が実施する。



保育の質
確保・向上

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■ 大田区の給付の対象施設・事業として求める運営基準の条例等

- ・ 大田区条例・・・大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年9月30日条例第38号) (設備運営基準条例)
- ・ 大田区要綱・・・大田区家庭的保育事業等認可事務取扱要綱 (平成28年7月28日 28こ保発第11367号) 事務取扱要綱)
- ・ 大田区条例・・・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年9月30日条例第37号) (運営基準条例)
- ・ 大田区要綱・・・大田区特定地域型保育事業運営費支給要綱(平成27年3月31日27こ保発第14187号) (運営費支給要綱)

■ 大田区は主に区の認可基準と運営基準の遵守状況を確認する。

■ 大田区の検査の範囲は関係法令、国からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①大田区が独自に上乗せして定めた内容
- ②施設の利用手続き、経理内容、給付費の請求、利用者負担額等の受領に関する内容
- ③管理運営に関する内容 (各種規程類の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など)
- ④設備・人員に関する内容 (面積、職員配置など)
- ⑤他法 (消防法、労働基準法等) に関する内容

(参考) 監査業務の標準化について

こども家庭庁は、保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究を行い、令和8年3月に、監査の標準様式や、最低限求める監査項目を示した。そして、令和8年度中に保育業務施設管理プラットフォームを改修し、令和9年度から監査の標準様式をシステムに組み込む方針を示している。

国の有識者検討会において、監査業務の標準化に関する経過措置に関し、「改正後の通知において、各自治体の事情を勘案し経過措置等を設けることを検討する」とされており、大田区では、都や他自治体の対応方針を確認しながら、今年度末に向けて監査項目を精査し、来年度の検査基準に反映する予定である。

★POINT★

- 詳細がわかり次第、施設長会や集団指導講習会で周知するとともに、監査調書や自己点検票をHP等に掲載する。

〔根拠法令等〕 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について
子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について

3 子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）

	都		大田区	
	認可保育所		小規模(事業所内)保育事業所(A型・B型)	
設置者が遵守すべき基準の策定	<p>■ 児童福祉施設（保育所）の認可</p> <p>認可基準<都条例> (児童福祉法第45条第1項)</p>	<p>◎ 施設型給付の確認</p> <p>運営基準<区条例> (子ども・子育て支援法第34条)</p>	<p>◎ 家庭的保育事業等の認可</p> <p>認可基準<区条例> (児童福祉法第34条の16)</p>	<p>◎ 地域型保育給付の確認</p> <p>運営基準<区条例> (子ども・子育て支援法第46条)</p>
指導監督	<p>■ 都による指導監督 (児童福祉法第46条第1項)</p> <p>法第45条第1項の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告の徴収 関係者への質問 施設への立入検査 	<p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、38条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告、帳簿書類その他物件の提出 設置者、職員等の出頭 関係者への質問 施設、事務所、関係場所への立入検査 	<p>◎ 区による指導監督 (児童福祉法第34条の17①)</p> <p>法第34条の16の基準を維持するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告の徴収 関係者への質問 施設への立入検査 	<p>◎ 区による指導監督 (支援法第14条、50条)</p> <p>支援法の施行に必要な限度において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告、帳簿書類その他物件の提出 設置者、職員等の出頭 関係者への質問 施設、事務所、関係場所への立入検査
処分等	<p>■ 都による勧告・命令 (児童福祉法第46条第3・4項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき <p>→改善勧告・改善命令・事業停止命令</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営基準に従って適正な運営をしていない場合 <p>→改善勧告、公表、改善命令</p> <p>◎確認取消し等 (支援法第40条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 施設型給付費の不正請求があった場合 <p>→確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (児童福祉法第34条の17③・④)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき <p>→改善勧告・改善命令・事業停止命令</p>	<p>◎ 区による勧告・命令 (支援法第51条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営基準に従って適正な運営をしていない場合 <p>→改善勧告、公表、改善命令</p> <p>■確認取消し等 (支援法第52条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 施設型給付費の不正請求があった場合 <p>→確認取消し、確認の全部又は一部の効力停止</p>

4 SDXの共同利用について

1 SDX導入の目的

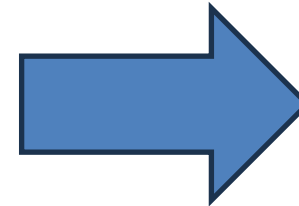
社会福祉施設等に対する指導検査業務システム（SDX）

→東京都が、指導検査業務のDX化のために令和5年度から運用しているシステム。

SDXを使用した事業者のアンケートの結果

「提出物の郵送が不要になること」

「指導検査関係の情報が1カ所に集約」



**事業者の
事務負担軽減**

区市町村共同利用

他の自治体も同一のシステムを使用することで、事業者及び行政の負担軽減につながることから、都は**令和8年度以後SDXの区市町村共同利用を開始。**

大田区の保育指導検査では、本年度からSDXを導入する。

4 SDXの共同利用について

2 SDXの活用場面

集団指導講習会

3-4. 集団指導動画の視聴方法 (1/2)

□利用シーン

- 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業以外)
- 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業)
- 集団指導動画を視聴するとき

□事前作業

- 集団指導実施に関するメールを受領していること
- 「1-1. ログイン方法 (初回ログイン)」 「1-2. ログイン方法 (2回目以降)」 に沿って事業者ポータルにログインしていること、もしくは、集団指導受講用URLが共有されていること

- 集団指導受講用URLは、検査実施自治体から送られた集団指導実施に関するメール内に記載されています
- 集団指導受講用URLへアクセスすると、直接動画視聴画面に遷移します

□操作手順

- ① 集団指導検査の「動画視聴ページへ」をクリックする

※ 操作は次のページも続きます



■ 集団指導検査 (居宅訪問型保育事業) 動画視聴・テスト回答が完了すると事業者ポータル上から動画視聴できないため、動画を再視聴したい場合は、集団指導受講用URLから視聴ください

実地指導

施設調査書

2-3. 指導検査、施設調査書画面説明

□PC端末、タブレット端末

(一般指導検査・施設調査書・集団指導 (居宅訪問型保育事業))

・指導検査、施設調査書の基本情報

・ファイル提出時に利用 (「3-1. 資料の提出方法」に詳細記載)

・提出したファイルの一覧 (「3-1. 資料の提出方法」に詳細記載)

・検査実施自治体提供ファイルの一覧 (「3-2. 検査実施自治体から提供された資料の確認方法」に詳細記載)



・トップページ画面へ移動する際にクリック

・検査実施自治体への質問時に利用 (「3-3. 検査実施自治体への質問・確認方法」に詳細記載)

・チャットボット 質問や不明点がある際にクリック

〔出典〕 事業者ポータル操作マニュアル-V1.23.

3 SDXへのログイン方法

以下のリンク先にアクセス

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/system>
(社会福祉施設等に対する指導検査業務システム - 東京都福祉局)

指導検査 事業者ポータルサイト > ログインページ をクリック
ログインページの「システムの利用マニュアルは[こちら](#)」 をクリックし、
事業者ポータル操作マニュアルをご覧ください。

初回は、【東京都】SDXへの登録について（初回パスワード設定）というメールからログインしてください。

2回目以後のログインは、<https://fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp>にアクセスし、ユーザ名（メールアドレス）とパスワードを入力してログインしてください。

5 区の一般的な指導検査の流れ

1 子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査

- ① 施設調査書の提出（全施設）
- ② 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）（5週間前に電話）
- ③ 実地指導の実施
- ④ 結果通知の送付
- ⑤ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑥ 改善状況報告書の確認（再提出）

次回検査
への反映

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

2 特別指導検査の実施（子ども・子育て支援法第38条） 上記1の一般指導検査から移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」特別指導検査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても特別指導検査を行うことがある。

※以下の行政指導・行政処分を行う権限を有する、保育サービス課と連携する。

- (ア) 改善勧告、改善命令 （子ども・子育て支援法第39条）
- (イ) 確認の取消し等 （子ども・子育て支援法第40条）

6-1 令和7年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版

■運営管理 全80施設（内訳：認可保育所52施設、小規模・事業所内保育所28施設）の 実地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事	合計
1	不審者対策や事故発生時の救命措置などの訓練をしていない。	3	3	6
2	施設長が専任となっていない。	1	4	5
3	在籍児に見合う面積が不足している。	4	0	4
4	安全計画が未周知である。	2	1	3
5	主任保育士が主任業務に専任していない。	3	0	3
6	避難訓練及び消火訓練を毎月実施していない。	1	1	2
	上記以外の文書指摘	1	1	2
	合計	15	10	25

6-2 令和7年度 主な文書指摘（認可・小規模等）速報版

■保育内容 全80施設（内訳：認可保育所52施設、小規模・事業所内保育所28施設）の 実地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事	合計
1	児童の健康診断が未実施・回数不足である。	4	2	6
2	児童の事故防止に配慮していない。	3	2	5
3	保育士が適正に配置されていない。	1	1	2
4	調理・調乳担当者の検便が未実施ある。	1	1	2
5	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。	2	0	2
6	区に事故報告が行われていない。	2	0	2
	上記以外の文書指摘	0	3	3
	合計	13	9	22

■ **会計経理** 全80施設（内訳：認可保育所52施設、小規模・事業所内保育所28施設）の
実地指導の結果の主な文書指摘事項

No	文書指摘事項	認可	小・事業	合計
1	当期末支払資金残高を、当該年度の運営費収入の30%を超えて保有している。	2	0	2
	合計	2	0	2

7 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第15条第2項)

【公表の目的】

- ① 保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的に改善の取組みをできるよう促す。
- ② 保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民・利用者の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ① 大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査)
- ② 検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地
- ② 施設名称
- ③ 設置者
- ④ 検査実施日
- ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容
- ⑦ 改善状況 (改善済、改善中、未改善) 等

(3) その他の公表事項

(2) の公表に先立ち、区が所管する社会福祉法人、介護・障がい福祉サービス事業者及び保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査(検査)結果報告書」を、大田区福祉部のホームページに掲載しています。

大田区ホームページ (HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査) ⇒ 指導監査(検査)結果報告書)

指導検査の意義

- **こどもたちのため** . . . **保育の質の向上**
- **保護者のため** . . . **安心・安全の確保**
- **園及び職員のため** . . . **リスクマネジメント**

※ 今後ともご協力をお願い申し上げます。